1. 件 名:緊急時対策支援システム(ERSS)による原子カデータ常時伝送 システム運用マニュアルの改訂(第7次改訂)についての面談

2. 日 時: 令和5年7月5日 10:05~11:20

3. 場 所:原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室

反町専門職、岩本専門職、酒井専門職、本間防災専門官 情報システム室

中台専門職、守屋専門職

(テレビ会議システムによる出席)

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力業務グループ 副主幹 他1名 東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 (原子力防災担当) 課長 他1名 東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長 他1名 中部電力株式会社

本店 原子力部 防災・核物質防護グループ 課長 他1名 北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力防災チーム 統括 (課長) 他2名 関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネジャー 他1名 中国電力株式会社

電源事業本部(原子力運営) 副長 他1名

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ グループリーダー 他2名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 副長 他1名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 主任 他2名

原子カエネルギー協議会

副長

5. 要旨

事業者より、電気事業連合会として定めている「緊急時対策支援システム (ERSS) による原子カデータ常時伝送システム 運用マニュアル」の改訂の検討について、資料1の内、ERSS伝送停止時の代替措置に関する対応に関する部分の説明があり、ERSS伝送停止時の代替措置に関する対応に問題が無いかの確認を行った。

原子力規制庁から、以下を伝えた。

- ・伝送データ停止が保安規定で定める運転上の制限の逸脱が該当する場合は、本マニュアルの対象外とのことだが、その場合の連絡体制 や代替措置について検討すること。
- ・事業者から伝送停止の連絡を行うパラメータについては、電力内で 再整理し、説明すること
- ・様式2の高浜発電所で運転停止中の記載があるが、運転再開した場合には、記載を見直すこと。
- ・対向試験の「対向」が「対抗」と記載された原子力規制庁の文書に ついては、誤字を修正したものを既に配布済である。
- ・別添1、別添2に関しては、伝送インターフェース仕様の抜粋なので、正規の伝送インターフェース仕様書を引用する方が良い。
- ・原子力規制庁の連絡窓口については、今後調整を行う。
- ・ERSS計画停止時の原子力規制庁からの連絡時期については今後検討する。

事業者から、本日の面談を踏まえ、検討を進めるとの回答があった。

6. その他

配布資料:緊急時対策支援システム(ERSS)による原子カデータ常時伝送システム運用マニュアルの改訂(第7次改訂)について (原子カエネルギー協議会)